

## 不適正排出・不法投棄対策の強化について

### 【現状と課題】

- ・ごみの3Rと適正処理を市民・事業者・行政が協働で進めていくためには、排出者の基本的な役割・責任として排出ルールへの遵守が求められるが、「指定袋を使用しない」「排出日時を守らない」「分別の状況が著しく悪い」といった不適正な排出のほか、空地や道路上への不法投棄が見受けられる。
- ・不適正な排出や不法投棄は収集作業やリサイクルに支障を来すほか、ごみ集積所周辺の環境の悪化にもつながり、ルール違反を放置することは公平性の面からも問題があることから、適正な排出を確保していく必要がある。
- ・対策にあたっては、「転出入が多い」「外国人が多い」など本市における地域特性や、排出ルールが守られない要因、排出状況の悪い集積所の調査結果（小規模で賃貸の集合住宅の排出状況が特に悪い）等を勘案する必要がある。

### 【施策の方向性（案）】

#### ①未然防止対策の強化

- ・自治会、じゅんかんパートナー、外国人交流団体等との連携により、広く市民を対象にし、基本的な排出ルールを周知するとともに、ごみ集積所のパトロールや排出指導等を通じてごみ集積所の管理を強化し、ルール違反の未然防止を図る。

#### ②ルール違反ごみへの対応の厳格化

- ・未然防止対策を実施したにも関わらずルール違反があるものについては、基本的な排出ルールの遵守を排出者に促すため、今後も継続して取り残しを徹底するとともに、ルール違反を繰り返す排出者への指導・罰則制度の導入を検討する。

#### ③賃貸の集合住宅への対策

- ・集合住宅の所有者（貸主）、管理者、仲介業者等との連携を強化し、不動産の賃貸借契約時や入居時における説明・周知や、管理物件の共用スペースやごみ集積所への掲示、入居者への指導等による対策を実施する。

- ・敷地内に専用のごみ集積所がない集合住宅については、集合住宅の居住者によって、継続して不適正排出がされることにより、他の集積所利用者のごみ集積所を共用する上で、良好な関係を保持できなくなった場合等は、集合住宅の管理責任の強化と周辺環境への配慮の観点から、既存のごみ集積所から分散して、敷地内等へ別に集積所を設置することについて、義務化することも検討する。
- ・平成31年1月1日に施行された「市川市カラス被害防止条例」に基づき、集合住宅におけるカラス被害の防止及び低減が図られるよう、所有者等へ指導していく。

#### ④戸別収集の導入

- ・家庭ごみ有料化の導入に向けた検討にあたっては、ごみの排出者が特定しやすく、排出者責任の徹底につながる、戸別収集方式の導入の可能性について検討する。

#### ⑤不法投棄の防止

- ・生活環境を保全するため、定期的なパトロールの実施、不法投棄が行われやすい場所への警告・注意看板や監視カメラの設置を行うとともに、土地所有者、じゅんかんパートナー及び関係機関（警察、千葉県など）との連携した体制によって、不法投棄の防止を図る。

#### <参考>

○転出入の状況（平成30年1月～12月）

転入		転出		社会増減	
世帯数	人口数	世帯数	人口数	世帯数	人口数
23,949	33,395	20,506	31,151	3,443	2,244

○外国人の世帯数・人口（令和元年10月31日時点）

外国人		人口(外国人含む)		外国人の占める割合	
世帯数	人口数	世帯数	人口数	世帯	人口
9,939	17,747	246,639	490,322	4.0%	3.6%